教	育 民 生 委 員 協 議 会 記 録
開会年月日	平成 26 年 11 月 20 日
開会時刻	午後 2時 08 分
閉会時刻	午後 3時45分
出席委員名	◎中山裕司 ○世古明 楠木宏彦 鈴木豊司
	吉井詩子 岡田善行 福井輝夫 藤原清史
	西山則夫
	世古口新吾 議長
欠席委員名	なし
署名者	なし
担当書記	中川浩良
協議案件	1 伊勢市就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画(案) について 2 特定教育施設・保育施設の利用者負担額について 3 子ども・子育て支援事業計画(案)について
	4 おおぞら児童園障害児相談支援事業の実施について 5 介護保険に係る基準を定める条例について 6 伊勢市第7次老人福祉計画・第6期介護保険事業計画について
	7 伊勢市障害者計画・第 4 期障害福祉計画について 8 第 2 期伊勢市環境基本計画(案)について
	9伊勢市離宮の湯利用料金の改定について
	10 行財政改革について
	11 二見・小俣・御薗中学校の学校給食における伊勢市中学校給食共同調理場への参入について(報告案件)
	12 五十鈴公園への移管に伴う体育施設の廃止について(報告案件)
	13 山田奉行所記念館指定管理者制度導入について(報告案件)
	14 障害者共同生活援助事業所(タウニィ辻久留)の廃止について(報告案件)
説明員	教育長 健康福祉部長 健康福祉部次長 こども課長
	介護保険課長 高齢・障がい福祉課長 環境生活部長
	環境課長 小俣総合支所長 小俣総合支所生活福祉課長
	情報戦略局長 情報調査室長 教育部長 教育次長
	スポーツ課長 文化振興課長 ほか関係参与

協議結果並びに経過

教育民生委員会終了後、中山委員長協議会を開会し、「伊勢市就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画(案)について」、「特定教育施設・保育施設の利用者負担額について」、「子ども・子育て支援事業計画(案)について」、「おおぞら児童園障害児相談支援事業の実施について」、「介護保険に係る基準を定める条例について」、「伊勢市第7次老人福祉計画・第6期介護保険事業計画について」、「伊勢市障害者計画・第4期障害福祉計画について」、「第2期伊勢市環境基本計画(案)について」、「伊勢市離宮の湯利用料金の改定について」及び「行財政改革について」の10件を協議し、また、「二見・小俣・御薗中学校の学校給食における伊勢市中学校給食共同調理場への参入について」、「五十鈴公園への移管に伴う体育施設の廃止について」、「山田奉行所記念館指定管理者制度導入について」及び「障害者共同生活援助事業所(タウニィ辻久留)の廃止について」の4件の報告がありましたが、その概要については次のとおりでした。

開会 午後2時08分

◎中山裕司委員長

教育民生委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立をしております。

本日の御協議願います案件は御手元に配付の案件一覧表のとおりであります。

これより会議に入ります。

会議の進行につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎中山裕司委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

また委員間の自由討議につきましては、申し出があれば随時行いたいと思いますので、 よろしくお願いをいたします。

【伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画(案)について】

◎中山裕司委員長

それでは、「伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画(案)について」の御協議をお願いいたします。

当局からの説明をお願いいたします。

教育長。

●宮崎教育長

本日は、教育民生委員会に引き続き、教育民生委員協議会をお開きいただきましてあり

がとうございます。

本日、御協議いただきます案件は、「伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画(案)について」、ほか報告案件も含めまして、全部で14件でございます。

それでは、協議案件の順番に従いまして、所管から説明をいたしますので、よろしく御 協議のほどお願いいたします。

◎中山裕司委員長課長。

●藤原こども課長

それでは、「伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画(案)」について御説明をさせていただきます。

本計画案につきましては、8月26日開催の教育民生委員協議会におきまして御協議いただき、10月1日から31日までの間パブリックコメントを実施いたしました。その結果について御報告をさせていただきます。

意見募集の結果としましては、21人の方から34件の御意見をいただきました。

2ページ目の3からがいただいた御意見、及び市の考えでございます。

ナンバー1は、大世古保育所の年少クラスに児童が在園中の保護者からの御意見であります。耐用年数等の面から大世古保育所は公立施設としては廃止し、現在地もしくは周辺地において民間の新設に委ねていくという計画に対しまして、大世古保育所で卒園まで保育をしていただきたいという御意見であります。

これに対する市の考え方でございますが、公立施設の廃止をする際につきましては在園児の保育環境にも配慮し、ある程度の期間を設けて廃止していきたいと考えております。

次に、ナンバー2は御薗第二保育園に児童が在園中の保護者からの御意見であります。 御薗第二保育園につきましては現在地もしくは周辺地において民間に委ねることとし、その際には近距離にある大世古保育所も含めて検討するという計画案に対しまして、現在、 御薗第二保育園では1、2歳児の受け入れができない状況であることから、1、2歳児クラスに配慮して整備をしていただきたいという御意見でございます。

こちらに対しましては、施設の民間への移譲・運営委託等に当たり、適切な事業者がない場合につきましては当面公立施設として存続していく事としておりますことから、また前提として待機児童が生じることがないこととしており、適切に整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、ナンバー3は整備計画の策定によって公立と私立の幼稚園・保育所でサービスの 違いが生じてこないか、また公立施設の減少により利用者である住民や家庭に負担が生じ ないかという御意見でございます。

これに対しましては、整理・統合を行うに当たっては利用者に不利となることや負担が 生じることがないよう、教育・保育の質を低下させないことや待機児童が発生しないこと を前提条件としており、適切に整備を進めていきます。

次の、ナンバー4は公立施設の整理・統合により幼稚園・保育所の数が減少するため、 自宅や職場からの距離といった利用者の利便性に支障が生じるのではないかとの御意見で ございます。

こちらにつきましては、公立施設の整理・統合を行うことによる利用施設の距離的な変化は生じてくると思われますが、集団の規模を維持しつつ民間に委ねられるところは委ね、公立施設を多様なニーズに対応できる拠点的な施設として整備することによって、利用者の利便性に応えていきたいと考えております。

次に、ナンバー5につきましては、ナンバー2及びナンバー3とも類似する御意見ですが、今まで以上に兄弟姉妹が異なる幼稚園や保育所に通うことが生じないかとの御意見でございます。

市の考え方としましては、就学前の教育・保育の質を低下させないこと、待機が生じる ことがないことを整理・統合に当たっての前提条件として整備を進めていきます。

ナンバー6につきましては、津波対策に関して、万全を期してほしいとの御意見でございます。

こちらに対しましては、計画案においても、津波等の防災対策については喫緊の課題と 捉えておりますことから、防災の観点からも計画的に施設を整備してまいります。

ナンバー7につきましては城田幼稚園に児童が在園中の保護者から、城田幼稚園について学区制や3年保育の実施による施設の存続を求める御意見でございます。

市の考え方といたしましては、整理・統合を基本的な方針としておりますことから、3年保育を実施するための施設改修・増床については行わないこととします。教育の質を確保するための集団の規模といたしましては、15人を最低の人数として施設の整理・統合を考えていくこととしております。

また、学区制につきましても、通園区域の指定により一定の区域から園児を集めるという考え方もございますが、広域となることでの利便性の低下、あるいは公・私立保育所及び私立幼稚園において通園区域がないことから、公立幼稚園を選択しにくい要因となることもあり、学区制を敷くことは考えておりません。

城田幼稚園は立地として高台にあり、その面では安心して児童を預けられる施設ではございますが、市全体の公立施設について整理統合という基本方針のもと、私立との共存、子育て支援等総合的に考えて各施設の整備計画を立てており、城田幼稚園についてもさまざまな側面から考え廃止することとしております。

次に、ナンバー8は、神社幼稚園に児童が在園中の保護者から、3年保育を実施し、下の子たちも利用をさせたいとの御意見でございます。

こちらに対しましては、先の城田幼稚園に対する考え方と同じく、施設改修・増床を行っての3年保育は行わないこととします。教育の質を確保するための集団の最低人数につきましては、引き続き考慮に入れて施設の整理統合を考えていくこととしております。

◎中山裕司委員長

課長にちょっと申し上げます。

これ全部やっていきますとね、随分時間がかかりますから、これもう既に配付されておりまして、皆さんそれぞれ目を通しております。

この中で、あなたのほうで、当局側がこの問題、ここら辺が一番重要だというところだけを抜粋して説明してください。

●藤原こども課長

申しわけございません。

要点についてお話をさせていただきます。

ナンバー9につきましては、教育・保育のあり方について、全て民間に任せればよいものではなく、コスト削減の考えが現在は強まっているとし、安上がりの教育・保育ではなく、一様に児童を大事にし、平等で質の高い教育や保育を受けることを最優先とするような施設整備を求めるという御意見でございます。

こちらに関しましても、民間への移譲・運営委託等にあたって、コスト面のみを基準とするのではなく、教育・保育の内容や運営実績等も基準とした上で、児童への影響やサービスの低下が生じることがないよう慎重に条件を定め、公募により選定していくこととしております。

そのほか公立保育所に関して保育の質を守るかなめであり数を減らすことが保育の質の低下につながりかねないのか、特別支援教育についても公立保育所が地域になければ負担が増加するのではといった御意見をいただいております。

また、10年間という計画期間が長いのではないかといった御意見もいただいております。これに対しましては、施設の整備・整理につきましてはそれぞれ平行して着手し、地域や利用者の皆さんの理解を得ながら進めていくこと、また在園児童の教育・保育を保障しながら移行期間を設けていくことから、個々の完了期間は明記せずに10年間という計画期間内で実施することとしております。

また、少人数である公立施設については速やかに私立に委ねるべきとの御意見もいただいております。市の考え方といたしましては、少人数である保育所・幼稚園につきましては集団として必要な最低人数を考慮に入れて整理統合を考えております。

また、そのほか計画案に定めるものではございませんが、特別支援教育などの補助金について、私立の施設も受けられるよう求める御意見をいただいております。これらについては、計画案には定めるものではございませんが、教育・保育の充実を図る上で、今後、参考とさせていただくこととします。

パブリックコメントの結果については、概ね以上のような形になります。

このほかに計画案につきまして、10月15日から21日の間に市内5カ所において説明会を 実施いたしました。説明会では津波等防災対策の観点から、二見町内の3保育所について 早急に統合・移転を望む御意見をいただいております。

なお、8月26日開催の本協議会におきまして、計画案の中の施設整備計画表におきまして、現状の公立幼稚園の数を5園と表示をいたしておりましたが、休園中の園を含めて10園ではないかとの御指摘をいただきましたことから、パブリックコメントを実施する段階で10園に修正をしております。

その箇所を除き、案どおりで変更なく、計画を策定し整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎中山裕司委員長

はい、どうもありがとうございます。 ただいまの説明に対しまして、御発言ございませんか。 よろしゅうございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎中山裕司委員長

はい、御発言をないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【特定教育施設・保育施設の利用者負担額について】

◎中山裕司委員長

次に、「特定教育施設・保育施設の利用者負担額について」の御説明を願います。 はい、課長。

●藤原こども課長

それでは、「特定教育施設・保育施設の利用者負担額について」御説明いたします。 資料2をごらんください。

平成27年度より「子ども・子育て支援新制度」が施行されることに伴いまして、幼稚園・保育所等の特定教育施設・保育施設を利用する際の方法が変更されます。利用者負担額につきましては、国が定める水準を限度としまして市が定めることとされておりますので、1号認定、教育標準時間利用になりますが、現在の幼稚園保育料にあたるものであります。こちらと、2号及び3号認定、保育標準時間及び保育短時間でございますが、現在の保育所の保育料にあたる部分です。これらの各利用者負担額を定めようとするものであります。2及び3がそれぞれの考え方でございます。

まず2の「1号認定児童の利用者負担額」、現在の幼稚園保育料にあたるものでございますが、(1)と(2)が私立幼稚園についてでございます。現在、私立幼稚園の利用者負担額は、各幼稚園が独自に定めた一定額を保護者が月々納付している状況です。現行の制度では、私立幼稚園の利用者には、所得に応じて就園奨励費として補助金が支給されております。新たな制度におきましては、国の定める利用者負担額の上限額は、現行の私立幼稚園保育料額の全国平均からあらかじめ所得に応じた就園奨励費相当額を差し引いて設定されております。当市におきましても同様に所得に応じて利用者負担額を設定いたします。

- (2)としまして、現在の当市内における私立幼稚園の保育料は、国が定める利用者負担額の上限と比較しまして低い水準にございます。この現状を踏まえまして、実質的な市民の負担を過大にしないためにも国の上限額をそのまま適用するのではなく、当市内における私立幼稚園の現行保育料の平均的な額をもとといたしまして利用者負担額を設定いたします。
- (3)は公立幼稚園についてですが、公立幼稚園はその財源全てが市の公費負担でありますことから、現時点におきまして、国としましては利用者負担額の基準を定める予定がございません。現在、既に次年度の園児募集も開始しておりますので、平成27年度につき

ましては現行水準を維持することといたします。なお、公立幼稚園と私立幼稚園の格差是 正を図る必要はございますので、平成28年度募集以降におきまして、所得水準に応じた私 立幼稚園の利用者負担額と同様の基準額を公立幼稚園につきましても適用する方向で調整 いたします。

具体的な利用者負担額の案につきましては資料2別紙1となります。

続きまして、3の「2号・3号認定児童の利用者負担額」、現在の保育所保育料にあたるものでございますが、こちらについては(1)としまして、現行制度におきましては国の示す基準に沿って、保護者の所得税額、所得税の非課税世帯におきましては市民税額によりまして、保育料を算定しております。新たな制度におきましては保護者の市民税額のみによる算定に変更されますことから、当市におきましても同様に変更いたします。

(2)としまして、現行の負担水準を維持する観点から、現在の13階層による負担区分を 維持いたしまして、現行階層区分の所得税額を市民税額に置き換えました階層区分を設定 いたします。

また、(3)としまして、2号及び3号認定はそれぞれ保育標準時間及び保育短時間の認定に区分することなりますので、保育標準時間認定につきましては現行負担水準の維持、保育短時間認定につきましては、国が保育標準時間認定の利用者負担額と比較しまして概ね1.7%を減じて設定しておりますので、当市におきましても同様といたします。

(4)としまして、現行の利用者負担額におきましては、所得税法上で廃止されております年少扶養親族及び特定扶養親族における所得控除を現在もあったものとみなして控除適用いたしまして所得税額を算出し、階層区分を決定しております。新たな制度におきましては、国の示す基準では当該扶養親族の所得控除が2人の世帯を想定した階層区分とされております。このことから当該扶養親族が3人以上の世帯におきましては、階層区分が上昇することとなりますので、平成26年度在園児童につきましては緩和措置により影響額を軽減いたします。

具体的な利用者負担額の案につきましては、別紙 2、前面になりますがこちらになります。

なお、これらの利用者負担額につきましては、国が示す基準の範囲内で定めることとされており、国におきましては平成27年度予算編成時に確定することから、市といたしましては3月市議会において条例案を提出したいと考えております。

ただ、既に来年度の保育所・幼稚園の入園申し込みを開始しておりますことから、現時 点の案としまして市民にも周知をしていきたいと考えております。

以上でございます。御協議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◎中山裕司委員長

はい、ありがとうございます。 ただいまの説明に対しまして、御発言ございませんか。 よろしいか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎中山裕司委員長

御発言もないようでございますので、本件についてはこの程度で終わります。

【子ども・子育て支援事業計画(案)について】

会議」を設け、内容の審議等を行なっております。

◎中山裕司委員長

次に、「子ども・子育て支援事業計画(案)について」の御説明を願います。 課長。

●藤原こども課長

それでは「子ども・子育て支援事業計画(案)について」御説明申し上げます。 資料3をごらんください。

まず、1の計画策定の趣旨でございますが、平成15年に次世代育成支援対策推進法が施行され、この法律に基づき、平成17年に次世代育成支援対策推進行動計画を、平成22年には同後期計画を策定し、地域における子育て支援や子供の心身の健やかな成長を目指した環境の整備に努めてまいりました。

平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を初めとする「子ども・子育て関連3法」が 公布され、これらに基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格的にスタ ートすることになります。

この新たな制度におきまして、市町村は質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、子ども・子育て支援事業計画を策定することとされました。

2の計画期間でございますが、平成27年度から31年度の5年間を計画期間といたします。3の策定体制でございますが、子ども・子育て支援法に基づく「伊勢市子ども・子育て

この会議は、保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者等により構成しており、 保育所等の特定教育・保育施設の利用定員の設定、教育・保育や子ども・子育て支援事業 の提供体制の確保等、業務の円滑な実施に関する計画を作成する機関であります。

次に、基本理念については4のとおりとなります。計画書におきましては22ページに掲載しております。

子育ては親が担う重要な役割であるという認識のもと、地域全体で子供の成長を見守り、 子育てを助け合い、地域の人々とふれあいながら、子供が安心して学び遊ぶことができる 社会を目指します。

また、子供を産みやすい環境づくり、子育てしやすい環境づくりを進め、安心して子供を産み、子育ての喜びを実感することができる社会を目指し、家庭と地域と社会が手をつないで子供を育むまちづくりを進めます。

裏面でございますが5の基本方針・重点施策でございますが、これまでの次世代育成支援行動計画から、子供や子育て家庭を支援する基本的な方針に変わりはないことから、これまでの計画の基本方針を引き継ぐものとします。

基本方針については計画書では24ページに掲載しております。

次に重点施策としましては、(1)の「子育て支援センターの充実」から(7)の「放

課後児童対策の充実」まで、7つを掲げております。

こちらは計画書では28ページに掲載しております。これらについて重点的に取り組んでいくことといたします。

6の新制度に基づく量の見込みと目標設定でございますが、国の基本指針等に沿って、 量の見込みと確保策を設定しております。

例としまして、49ページをごらんいただきたいと思います。

49ページの下段でございますが、3歳未満の児童の保育については、量の見込みの増加が想定されますことから、保育所の利用定員拡充を図っていくこととしております。

51ページをごらんいただきたいと思います。

地域子育て支援拠点事業については、子育て支援センター事業となりますが、現状の5カ所から7カ所へ拡充に取り組んでいくこととしております。

また、53ページをごらんいただきたいと思います。

下段にございます一時預かり事業につきましては、見込み量に対応できる体制ではある ものの、希望する日に希望する施設での利用ができていない、そういった実態も踏まえま して、1カ所の拡充を図ることを掲げております。

以上が計画案の概要でございます。なお、今後の予定でございますが、パブリックコメントを行なった上で、子ども・子育て会議での最終的な審議を経て、策定をしていきたいと考えております。

以上でございます。御協議いただきますようよろしくお願いいたします。

◎中山裕司委員長

はい、どうもありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【おおぞら児童園障害児相談支援事業の実施について】

◎中山裕司委員長

次に、「おおぞら児童園障害児相談支援事業の実施について」の説明を願います。 課長。

●藤原こども課長

「おおぞら児童園・障害児相談支援事業の実施について」御説明いたします。

資料4をごらんいただきますようお願いいたします。

平成24年に児童福祉法が改正され、障害児通所支援を利用するには支援の一環としまして、支給決定、障害児通所受給者証の発行の際に、障害児支援利用計画を作成することが必須となりました。

障害児支援利用計画を作成、活用することによりまして、①から③のような利点がございます。相談支援事業者から適切なサービスの組み合わせの提案を受けることができること、計画をもとに関係者が情報を共有し一体的な支援を受けることができること、本人のニーズに基づく計画を作成することで本人中心の支援を受けることができることが利点になります。

障害福祉サービスの利用の流れについて別紙の裏面をごらんください。

まずサービスを受けようとする方は、市に対して申請をしていただいた上で、③、④にございますように相談支援事業者にサービス等利用計画案を作成していただきます。ここのサービス等利用計画が、対象が児童である場合は、障害児支援利用計画となります。作成されましたサービス等利用計画案を踏まえて、市は支給決定し受給者証を交付します。サービス担当者会議によりサービス等利用計画を作成し、サービスの利用を開始していただきます。

ここの④と⑧と⑩を、指定障害児相談支援事業所が担っていくこととなります。

資料のほうにお戻りください。

図に掲載しておりますように、障害児支援利用計画を作成する指定障害児相談支援事業所は、現在市内に2カ所しかございません。また、その内の1カ所につきましては、障がい者に対する計画相談が中心であり、児童に対しては十分対応できる状況ではございません。

今後、サービスを利用する全ての障がいがある児童が計画相談を受けることが困難な状況であります。

この状況を踏まえまして、3に記載しておりますように多くの障がいがある児童と関わり、専門的な知見を有する職員がいる市立の心身障害児通園施設おおぞら児童園内に、指定障害児相談支援事業所を併設していくことといたします。

4 が指定障害児相談支援事業所の業務内容になります。

面接、居宅訪問等を行いまして、障害児支援利用計画の案を作成していきます。また、 サービス担当者会議を開催しまして意見を聴取します。

さらに、定期的にモニタリングを行い、新たなニーズや課題を調整し、必要に応じて計画を変更していきます。

5が事業所の開設時期と人員についてでございます。

平成27年4月1日の開設に向けて準備を進めてまいります。

管理者1名は従来のおおぞら児童園の園長が兼務することとし、相談支援専門員3人を配置することといたします。

なお、事業所の開設に向けておおぞら児童園内に事務スペースを確保する工事等につきまして、次期補正予算において計上したいと考えております。

以上でございます。御協議賜りますようお願いいたします。

◎中山裕司委員長

はい、どうもありがとう。

ただいまの説明に対しまして御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【介護保険に係る基準を定める条例について】

◎中山裕司委員長

次に「介護保険に係る基準を定める条例について」の説明を願います。 はい、課長。

●大井戸介護保険課長

すいません。御説明の前に、大変恐縮でございますが、資料中の文字が誤っておりましたので訂正をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

資料5-1の3ページをごらんください。

まず、一番上のですね「4市独自基準の考え方」の番号が、4となっておりますが、これを項番「5」に変更していただきたいと思います。それに伴いまして、下の「5今後の予定」の番号が、これを「6」にそれぞれ訂正させていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

大変申しわけございませんでした。

それでは、「介護保険に係る基準を定める条例について」を御説明申し上げたいと思います。

御手元の資料5-1をごらんください。

初めに、「1条例制定の背景」をごらんください。

国が進めております地域主権改革によりまして、介護保険法が改正されました。それに伴いまして、2つの基準条例を制定する必要がございます。条例は平成27年4月1日施行を予定しており、現在作業を進めているところでございます。

次に、「2内容」をごらんください。

まず、今回制定する必要のある条例案でございますが、1つが、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」でございます。これは介護予防サービスを適切に利用するための介護予防計画、ケアプランでございますが、これの策定等を行う事業者の基準でございます。

当市では地域包括支援センターが介護予防計画策定を実施しております。

もう1つでございますが、「地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準」でございます。

次に、「3条例に委任するための基準」をごらんください。

条例を制定するに当たりましては、改正後の介護保険法により、「従うべき」、「標準」、「参酌すべき」等の基準が示されますが、今回は条例で定めることとされた基準につきましては、「標準」に区分されるものはございません。

恐れ入りますが、2ページをごらんください。

「4基準の概要」でございます。

こちらには制定すべき条例ごとに、現行の基準に沿って人員や運営等の定めるべき項目 を列挙させていただきました。

恐れ入りますが、3ページの「5市独自基準の考え方」をごらんください。

条例制定に当たりましては、いずれの基準につきましても、現在の国の基準を上回る内容や、異なる内容を定める特別な事情は認められませんので省令基準のとおり定めることと考えておりますが、下の2項目につきましては、独自に定めることとしたいというふうに考えております。

独自基準の1つ目が、「非常災害対策の具体的計画の策定」でございます。災害時におけます組織体制や行動手順などを定めたマニュアル策定の必要性は高いと考えておりますので、努力義務規定として新たに基準を定めたいというふうに考えております。

独自基準の2つ目でございます。「記録の整備」でございます。省令基準では「完結の日から2年間保存」とされておりますが、5年間に延長するものでございます。考え方といたしましては、公費の過払いの場合の返還請求の消滅時効が、自治法上5年とされておりますので、整合性を図るものでございます。これは、平成24年度に制定していただきました地域密着型サービス等の基準を定める条例制定の際にも、各サービスとも同様に5年とさせていただいております。

「6今後の予定」でございます。

12月15日から1カ月間、意見募集を行いまして、3月の市議会定例会前の協議会へ結果 を御報告をさせていただきたいというふうに考えております。3月市議会定例会で条例案 を御審議いただきまして、4月1日の施行を予定したいというふうに考えております。

御参考までに、資料 5-2 として、骨子案を添付させていただきました。また、資料 5-3 として、現行の省令基準を添付させていただいております。

以上、「介護保険に係る基準を定める条例について」御説明をさせていただきました。 御協議のほど、よろしくお願い申し上げます。

◎中山裕司委員長

はい、どうもありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、御発言もないようでございますので、本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市第7次老人福祉計画・第6期介護保険事業計画について】

◎中山裕司委員長

次に「伊勢市第7次老人福祉計画・第6期介護保険事業計画について」の説明を願います。

はい、課長。

●大井戸介護保険課長

すいません、こちらの案件もですね、大変恐縮でございますが、資料の中に削除すべき 項目がございますので訂正させていただきたく御報告申し上げます。

まず資料 6-1 の「2 計画策定の根拠法令」という項目の中の(1) 老人福祉計画の右側でございます。根拠法令の説明部分最後の計画の画がダブってございます。最後の画の字を削除していただきたいというふうに思います。

それからもう2点でございます。

「4計画策定の体制等」という項目中、(2)基礎調査等という中の、①アンケート調査の中の、下の2行でございます。「居宅介護支援事業所(対象者数13事業所)」の行、それから、「サービス事業者(対象者数24事業所)」、この2行を削除していただきたいと思います。よろしくお願いします。

大変申しわけございませんでした。

それでは、「伊勢市第7次老人福祉計画・第6期介護保険事業計画について」御説明を させていただきます。

資料6-1をごらんください。

まず、「計画策定の目的」をごらんください。

本計画は、「伊勢市総合計画」を上位計画といたしまして、高齢者福祉計画と介護保険 事業計画を一体的に推進するための個別計画として位置づけられております。

前計画で定めた「地域包括ケアシステム」を、新たな制度のもとで推進すること、それから団塊の世代が75歳に到達する10年後の平成37年を見据えまして、計画の基本的な考え方や目指すべき取り組みなどの見直しを行っておりまして、いわゆるこれが地域包括ケア計画ともいわれる計画でございます。

2つ目の「計画策定の根拠法令」をごらんください。こちらでは、それぞれの個別計画 の根拠法令を列挙させていただいております。

3の「計画期間」をごらんください。この計画は、平成27年度から平成29年度までの3 カ年を計画期間とさせていただいております。

続いて4の「計画策定の体制等」をごらんください。計画策定に当たりましては、伊勢市介護保険推進協議会から御意見をいただきました。また、基礎調査として、住民アンケート調査、それから介護保険サービス事業所にアンケート調査を実施させていただいております。幾つかのサービス事業者には、ヒアリング調査も行ってまいりました。

恐れ入りますが、裏面2ページをごらんください。

「4計画の基本理念・推進目標」でございます。

本計画は、改正介護保険制度等に沿いまして、高齢化の進展に伴う要介護認定者の増加や、認知症高齢者の増加が見込まれる10年後を見据えまして、伊勢市の課題に取り組むものでございます。取り組みに当たりまして、前計画で定めました「地域包括ケアシステム」を構築・推進していくものでございますので、計画の根幹は変わらず継承することといたしております。

基本理念につきましては、ごらんのとおり5つの基本理念を掲げております。

推進目標は、「まちの総合力で高齢者の自立と安心・安全を支える」というところでご

ざいます。

5つ目の「基本施策」をごらんください。

10の基本施策でございます。大筋は現計画の基本施策を継承しておりますが、新たに項目を立てるなどして、整理したものは、1つ目の地域包括ケア推進体制の強化、それから5番目の高齢者の身近な地域における生活支援の推進、それから6番目の認知症高齢者支援の推進、それから7番目の在宅医療と介護の連携の推進でございます。

介護予防とともに今後特に重点的に取り組むべき項目というふうに認識してございます。

6の「今後の予定」をごらんください。

12月19日から意見募集を1カ月間実施しまして、その間に、市内5カ所で市民向けの説明会を開催しまして、広く意見を募集したいというように考えております。

その後、3月市議会定例会前の委員会協議会へ意見募集結果の報告とともに、介護保険料の推計をお示ししたいというふうに考えております。

また3月市議会定例会へ、伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例案を御提案しまして、御審議いただくというふうな予定に考えております。

資料6-2に、計画(案)を添付させていただきました。

現時点では、国のほうで報酬単価を検討中でございますので、「第6期介護保険事業計画にかかる費用等の見込み」、これは58ページにございますが、こちらはまだ試算ができない状況でもございますので、内容を掲載してございません。御了承賜りたく存じます。

以上、伊勢市第7次老人福祉計画・第6期介護保険事業計画について御説明をいたしま した。御協議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎中山裕司委員長

はい、どうもありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、御発言ございませんか。

はい、吉井委員。

○吉井詩子委員

御説明ありがとうございます。

この介護保険の計画の案について、目を通させてもらいました。

今回このはっきりと、地域包括ケア計画という位置づけで、そのような内容が網羅されているなということを感じました。

先ほど地域包括ケアのところで、委員会のところでも、新総合事業に関しては、平成29年まで猶予期間があるということで、現時点では、現状把握にいろいろ資源とか、把握に努めているという御説明いただいたんですが、今現状、どういうようなことを、どれくらい把握できているのかということを教えていただきたいと思います。

◎中山裕司委員長

はい、課長。

●大井戸介護保険課長

現在のところでございますが、訪問介護事業者、通所介護事業者さんの中で要支援者に 対するサービスを行っているところにつきまして、意向調査等を行っているところでござ います。

それと、新しい総合事業につきまして、現在庁舎内でチームをつくりまして、2つチームをつくっておりますが検討中でございます。

今後、各地域の実態でありますとか、そういったところの把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

◎中山裕司委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

29年まで猶予期間があるということなんですが、この29年の時点ででき上がっているというようにしていただきたいと思いますので、できるだけよろしくお願いいたします。

それと、ちょっと細かい点はあれなんで、1点だけ聞かしてもらいたいと思いますが、 認知症に関してお聞きしたいと思います。

先ほど、地域包括ケアのところの説明でも、認知症ケアパスという言葉が出てきました。 この計画の44ページの中でも、認知症の状態に応じた適切な対応の流れ、認知症ケアパスと書いてあります。

パスと書いてあるので、私もちょっと恥ずかしいですけど、最初は何かよくある高齢者の敬老パスとかいう、こういうパスポートみたいなそういうのもらって、ただでなんかできるのですとか、何か手帳みたいなものをもらう、何かそういうものを想像してたんですが、そうではなくって、これは対応の流れだということを今もわかったんですが、これやはり、三重県の認知症連携パスというものと、このケアパスというものをごっちゃにして、私みたいに考える人があると思いますので、ここの部分の説明をしっかりして、言葉の説明をしっかりしていただいて、この認知症ケアパスってこれ、パブコメしても、これ見ても何か多分わからないと思いますので、この辺の考えについてお聞かせ願いたいと思います。

◎中山裕司委員長

はい、課長。

●大井戸介護保険課長

はい、現時点のこの計画書案につきましては用語説明がちょっとついてございません。 パブコメでできる限りですね、用語の説明ができるような形で御提供できるかというふ うに考えております。

この先ほど御提案いただいたホームページの掲載等も含めて、今後検討していきたいというふうに考えております。

◎中山裕司委員長はい、吉井委員。

○吉井詩子委員

よろしくお願いします。

私、先ほど質問の途中で申しました、できればこのケアパスというものが流れが確立されれば、そのことをわかりやすく、市民がもらえるようなそういう手帳のようなものを今後検討する考えはないか、お願いします。

◎中山裕司委員長

はい、課長。

●大井戸介護保険課長

はい、委員おっしゃるとおりですね、認知症ケアパスにつきましては、やはり適切な支援の流れ、記載した冊子的なものっていうふうな認識をしておりますが、例えば作成の暁にはですね、ホームページにも掲載するなどしまして、できる限り皆さんの目に止まって、こちらの支援をするときにも使えるような形で、活用できるようなものにしたいというふうに考えております。

(「ありがとうございます。結構です。」と呼ぶ者あり)

◎中山裕司委員長

ほかに何か御発言ございませんか。

はい、御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【伊勢市障害者計画・第4期障害福祉計画(案)について】

◎中山裕司委員長

次に、「伊勢障害者計画・第4期障害福祉計画(案)について」の御説明を願います。 課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

それでは、「伊勢市障害者計画」と「第4期障害福祉計画」(案)について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、要点のみについて御説明をさせていただきます。

1番につきましては、地域における障がいのある人の暮らしを支えるための全体的な計画でございます「障害者計画」と市町村ごとの福祉サービスの量と提供体制を確保するための「障害福祉計画」、この2つの計画を策定するものでございます。

2番の策定の根拠から4番の策定の体制等までにつきましては、恐れ入りますが御高覧 いただきますようにお願いをいたします。

5番をごらんください。

5番の計画の中身といたしまして、基本理念といたしましては、計画案の10ページにございますが、前計画から踏襲をした「自分らしく」というキーワードと、改正された障害者基本法の理念にのっとり、「自立と共生」というキーワードを用いたこと、そして地域の特性に応じた伊勢らしさを表現した、「だれもが自分らしく暮らせる自立と共生のまちいせ」を基本理念としています。

裏面をごらんください。

6番の計画の主な内容といたしましては「障害者計画」におきましては基本理念である「だれもが自分らしく暮らせる自立と共生のまちいせ」を実現するため、5つの基本目標を定め、網羅的に施策の推進に取り組みます。

計画案では11ページから13ページに記載をいたしております。

1番の日常の自立した暮らしへの支援、2番 相談支援と権利擁護の推進、3番 就労や 社会参加への支援、4番 こどもの育ちと家庭の安心への支援、5番 ひとにやさしいまち づくりの推進、この5つの柱を掲げています。

また、「第4期障害福祉計画」におきましては、国の基本指針に基づき、障害福祉サービス等の必要な見込量を算出し、これを確保するための方策を定めています。

1番の平成29年度の目標設定につきましては国の基本指針に示されております項目で、 福祉施設の入所者の地域生活への移行、地域生活支援拠点等の整備、福祉施設から一般就 労への移行の3つについて計画期間における数値目標と、目標達成のための方策を掲げて います。

サービス見込量を確保するための方策につきましては、①から③番の3つについて、見 込量とその方策をうたっています。

今回のこの計画の中で(3)番の伊勢市としての重点的な取り組みで特徴的なものとなっています。

1番は9月市議会定例会におきましても請願が提出をされました重度障がいのある人が利用できる生活介護や短期入所サービスの体制整備・拡充でございます。2番は今後精神病院や施設からの地域移行、地域定着が課題となっていますが、その受け皿として重要となってまいりますことからグループホームの整備でございます。そして、3番は全ての障害福祉サービス等利用者への計画相談支援等の実施でございます。

7番の今後の予定といたしましては、平成26年12月15日から27年1月14日までパブリックコメントを実施し、その期間中5カ所で地域説明会を開催をいたします。2月にパブリックコメント等でいただきました御意見等を障害者計画策定懇話会等で協議をいただきまして、2月に教育民生委員協議会へ結果を御報告をさせていただき、3月に計画の策定の予定でございます。

以上が「障害者計画」と「第4期障害福祉計画」についての概要でございますので、よ ろしく御協議を賜りますようにお願い申し上げます。

◎中山裕司委員長

はい、どうもありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして御発言ございませんか。

はい、吉井委員。

○吉井詩子委員

はい、今回、この障がいの計画ができて、よく伊勢市は進んでいないとか、いろんなことを言われることも多いかと思うんですが、さまざまな伊勢市の課題に関して、真正面からとらえて、それに向けて考えていらっしゃる計画であるなというふうに、御努力されていると感じております。

これ先ほども、おおぞらのところでもあったんですが、計画相談のこの相談支援の体制 について、1点まず、お聞きしたいと思います。

去年の今ごろはこの計画相談をつくるところというのが1カ所しかなく、大変その策定率の低いという現状があったわけなんですが、現在は、どこまでふえて、そして何%まで 策定がいっているのかっていう点についてお聞きしたいと思います。

◎中山裕司委員長

はい、課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

吉井委員の御質問にお答えをいたします。

計画相談につきましての現在の進捗状況につきましては、計画を立てていただきます事業所につきましては、現在3カ所の事業者様が指定をとっていただいている状況です。

そして、今年度中にあと3カ所御予定をしていらっしゃるということを伺っている状況 でございます。

また、計画相談の作成率でございますけれども、現時点におきまして1番直近の県のデータによりますと伊勢市におきましては11.8%でございますが、伊勢市として今後計画相談を進めるに当たりましては、27年の4月開始に当たっては、皆様に計画を立てることができるよう準備を進めておりますので、御理解を賜りますようによろしくお願いいたします。

◎中山裕司委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

今、11.8%というところで、2桁までいったということで、進歩したなというふうに思います。

それで、この計画策定に当たってというところでインクルーシブな地域社会とありますが、これをちょっと簡単に御説明願いたいと思います。

◎中山裕司委員長

はい、課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

インクルーシブな社会と言いますのが、今回計画を立てさせていただく骨組みになっている考え方でございますけれども、高齢者や障がい者などの社会的な弱者の方々を排除することなく、抱擁する、共生をしていくというような考え方でございます。 以上でございます。

◎中山裕司委員長 吉井委員。

○吉井詩子委員

はい、共生とは共に生きると書くほうの共生であると理解いたしました。

それでですね、今、高齢者と障がい者というふうに2つ並べておっしゃったわけなんですが、4月から長寿課と障がい課を1つになって、高齢・障がい福祉課となりました。

この1つにまとめたという、このことが、介護もそうですが、この障がいに関する計画 にどのように反映されているのかという点についてお聞きしたいと思います。

◎中山裕司委員長

はい、次長。

●江原健康福祉部次長

介護保険課の部分もございますので、私からお答えさせていただきます。

今ですね、介護も、障がいの部分もそうなんですが、病院から施設へ、それから施設から在宅へというふうな流れの中でですね、住まいを中心としたケア体制の構築というふうなところは共通しておるかというふうに考えております。

そういう中でですね、地域でそういった方々を支えていくというふうな体制づくり、こういうところで、高齢の部分と障がいの部分と一緒になって、横串を通したような形で進めていくというふうなところで理解をいたしております。

◎中山裕司委員長

はい、吉井委員。

○吉井詩子委員

ありがとうございます。

さっきですね、インクルーシブな地域社会についてお聞きしたわけですが、やはりこのインクルーシブって、いろいろ共生とか包摂とかいろいろ言われているので、できればカタカナでなく、そういうわかりやすい言葉で書いていただけたらいいかなとは思うんですが、やはりこのインクルーシブとか何とか、こういう考えと地域包括ケアという、共通する面があると思いますので、これがしっかりと、別々というのでなく、高齢者で確立したシステムをしっかり障がい者に反映させていただけたらなと思いますので、またよろしくお願いいたします。

以上です。

◎中山裕司委員長

はい。

ほかに御発言ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎中山裕司委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【第2期伊勢市環境基本計画(案)について】

◎中山裕司委員長

次に、「第2期伊勢市環境基本計画(案)について」の御説明を願います。 はい、課長。

●出口環境課長

それでは「第2期伊勢市環境基本計画(案)」につきまして、御説明申し上げますが、 誠に申しわけございません。資料に2カ所の誤りがございましたので、訂正の方お願い申 し上げます。

1つ目は資料 8-1、1の経過の2段目ですけども「平成25年3月18日」となっておりますが、「平成26年」の誤りでございます。

もう1点が資料8-3、31ページでございます。資料8-3の31ページ、下段の目標値でございますけども、「3万7千トン/年」となっておりますが、「3万4千トン/年」の誤りでございます。おわびして訂正をお願い申し上げます。

それでは、資料8-1をごらんください。

1の「経過」につきましては、学識経験者、関係団体、公募の市民で構成します委員17人によります伊勢市環境審議会を、昨年11月15日から本年11月14日までの間に5回開催し、いただいた御意見を踏まえまして、資料3の「第2期伊勢市環境基本計画(案)」を作成をいたしました。

2の「計画の概要」の「1構成」は、第1章から7章までの7つの章に分かれておりまして、計画の基本的な考え方から計画の実現に向けた仕組みで構成しております。2の「期間」につきましては、平成27年度から31年度までの5カ年としております。

次に、資料8-3、2ページから3ページをごらんください。

「第1章 計画の基本的な考え方」、また、6ページから8ページまでの「第2章 伊勢市のめざす環境」、10ページの伊勢市の「環境施策の目標」の3の1「基本目標」は、長期的な視点からみた理念と捉え、現計画を踏襲しており、<math>3の2「各基本の目標の考え方」、「第4章 施策の展開」、「第5章 計画期間内の重点事業」について見直しを行ったところでございます。

11ページをごらんください。

3の2「各基本目標の考え方」につきましては、14ページにかけまして、基本目標ごとに、社会情勢や本市の環境の概況、また、施策の考え方につきましては、8月に市民、事業者及び大学生を対象にしましたアンケート調査を実施した結果からまとめさせていただいておるところでございます。

17ページをごらんください。

「第4章 施策の展開」では、施策の展開の全体図を示しております。

また、19ページから25ページには、4つの基本目標ごとに、施策内容や事業例、市民、事業者、市の役割の記載をしております。

次に、28ページをごらんください。

「第5章 計画期間内の重点事業」としまして、28ページから30ページにつきましては「低炭素社会づくりの推進」、31ページに「3 Rの推進」、32ページから33ページにつきまして「自然環境の保全」、34ページに「公益的機能の保全」、35ページに「都市・快適環境の向上」、36ページに「環境教育・環境学習の充実」と9つの重点事業を掲げており、「めざす姿」達成のための牽引とする取り組みとして推進してまいります。

また、38ページから46ページには「第6章 地域区分・軸別の環境取組指針、環境取組重点地区」、50ページから51ページに「第7章 計画の実現に向けた仕組み」を記載しております。

恐れ入りますが、資料8-2をごらんください。

こちらは、「第2期伊勢市環境基本計画(案)」をまとめた概要版でございます。

恐れ入りますが、もう一度、資料8-1をごらんください。

3の「パブリックコメントの実施」につきましては、12月10日水曜日から翌年1月9日 金曜日に行うこととしております。

4の「今後のスケジュール」につきましては、パブリックコメント実施後、1月に計画案の修正の検討、審議会を経て、2月に教育民生委員協議会に最終案の報告をする予定でございます。

以上、「第2期伊勢市環境基本計画(案)」について、御説明をさせていただきました。 よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎中山裕司委員長

はい、どうもありがとう。

ただいまの説明に対しまして御発言はございませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

すいません、1点だけお聞かせいただきたいと思います。

計画案の28ページに重点事業の1番ということで、太陽光発電設備設置の推進ということで掲げられております。

目標値につきましても、25年度の3倍に当たります6,500円というような目標を設定を されておるわけでございますけど、現在ですね一般家庭用は除かれるとは言いますが、こ の固定価格の買い取り制度の見直しがスタートしたということを報道で聞いておりますが、 そういう状況がですね、この一般家庭に与える影響というんですか。その辺をどのように 捉えておられるのか、お聞かせをいただければと思います。

せっかく3倍の目標をつくっていただいて、果たしてそれがその目標に近づけるのかど うなんか、市民の意識もそれだけ低下されてくるような気もせんわけもございませんので、 その点の考えをお聞かせください。

◎中山裕司委員長

課長。

●出口環境課長

目標値につきましては、総合計画であります地球温暖化実行計画の中で考えた数字を、整合性を取るために設けております。

ただ、委員仰せのとおり、買取価格が下落しておる。また、今後、住宅の新築でありますとか、改築によって、この影響等で減少するということも考えておりますけども、あくまでも普及が重要であるという認識の中で、こういう数字を掲げさせてもらったところでございます。

以上でございます。

◎中山裕司委員長

はい、よろしいか。ほかにございませんか。

はい、発言もないようでございますので、本件につきましてはこの程度で終わっておき たいと思います。

3時15分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後3時07分

再開 午後3時17分

【伊勢市離宮の湯利用料金の改定について】

◎中山裕司委員長

それでは休憩を閉じ会議を開きます。

次に、「伊勢市離宮の湯利用料金の改定について」の御説明を願います。 課長。

●田中小俣生活福祉課長

それでは、「伊勢市離宮の湯料金の改定」につきまして御説明申し上げます。

まず、資料の配布が遅れましたことをおわび申し上げます。申しわけございませんでした。

それでは協議会資料9をごらんいただきたいと思います。

1の現行の利用料金でございます。伊勢市離宮の湯条例第8条第2項におきまして、「別表に掲げる額の範囲内において、市長の承認を得て、指定管理者が定めるもの」と規

定されております。中学生以上の大人の料金は1回につきまして380円、回数券につきましては10枚で3,500円となっております。小学生、小学生未満につきましても表のとおりでございます。

2の今回予定しております改定の内容でございます。中学生以上の大人の入浴料金につきまして、県が指定いたします統制額が380円から400円に引き上げられたことに合わせまして、離宮の湯の料金につきましても改定させていただきたいと考えております。

回数券につきましても、10枚につきまして3,700円に改定させていただきたいと考えております。

3の経緯でございます。一般の公衆浴場、銭湯でございますけど、銭湯の入浴料金につきましては物価統制令の適用を受けておりまして、県が指定いたします額を上限として設定されております。

今回、4月の消費税増税、それから燃料費の高騰によりまして、大人の利用料金の統制額が400円に引き上げられる県の告示が、先週11月11日付けで出されまして、11月28日以降入浴料金の引き上げというのが銭湯のほうで可能になっております。

平成19年4月以降、離宮の湯の料金につきましては、金額の格差による市内銭湯への影響を考慮いたしまして、指定管理者と協議の上、公衆浴場業生活衛生同業組合伊勢支部さん、浴場組合さんでございますけど、こちらと同額とさせていただいております。浴場組合さんの料金の改定に対応できるように、今回改定させていただくものでございます。

今回は小学生以下の利用料金につきましては据え置きとなっております。

今後の予定でございますが、12月の定例会におきまして伊勢市の離宮の湯条例の一部改正議案を提出させていただきまして、お認めいただければ2月1日号の「広報いせ」で周知させていただきまして、3月1日から料金のほうを改定させていただきたいとこのように考えております。

資料の裏面に三重県告示を掲載させていただいております。

よろしく御協議賜りますよう、お願い申し上げます。

◎中山裕司委員長

はい、どうもありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、御発言ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎中山裕司委員長

はい、御発言もないようですので本件につきましてはこの程度で終わります。

【行財政改革について】

◎中山裕司委員長

次に、「行財政改革について」の御説明を願います。 室長。

●椿情報調查室長

それでは、「行財政改革」について、御説明申し上げます。

本市のこれまでの第一次及び第二次行財政改革では、計画期間を4年間と定めた大綱を 策定し、その下に大綱の考え方に基づく個別の取組項目をまとめた実施計画を策定して取 り組んでまいりました。

今回は、第二次行財政改革大綱の計画期間が平成25年度末をもって終了したことに伴いまして、新たに大綱を策定するのではなく、行財政改革を進める上での道しるべとして「指針」を策定することといたしました。また、指針に基づいた具体的な取り組みにつきましては、資料10-2の「伊勢市行財政改革 取組項目」に記載をしております。

策定にあたりましては、6月以降「行政改革推進委員会」で5回にわたりまして御審議を いただき、御承認をいただいたものでございます。

それでは、まず資料10-1「指針(案)」から御説明申し上げます。

1ページをごらんください。1番の「指針」でございますけれども、ここでは導入部分としまして、指針策定の意義や目的について記載をしております。本指針は、市を取り巻く社会経済環境の変化に柔軟に対応し、これからの時代にふさわしい行財政運営を行うことで、持続可能な自治体であり続けることを目指し策定するもので、今後の行財政改革の道しるべとなる旨を記載しております。

次に、1ページ中段から4ページ上段にかけての2「指針策定の背景」では、これまでの本市の行財政改革の取組経過に触れ、これから本格化する人口減少、少子高齢化の進展などの経営環境の変化を踏まえ、今後の行財政改革の必要性について記載をしております。

次に、4ページ中段から5ページにかけての3「今後の行財政改革の視点」では、これまでの大綱の策定から、今回は指針を策定することとなった経緯を説明するとともに、視点の位置づけについて記載をしております。これまで大綱につきましては、計画期間を4年間と定め、その期間に重点的に取り組むテーマを3つのキーワードや柱として設定してまいりましたが、そこに連なる取組項目の中には3つに分類しきれないものもございました。一方で、行財政改革を進めていく上では、財政改善や業務の効率化といった年限を区切らず引き続いて取り組むべきテーマもございます。

そこで、今回は新たに大綱を策定するのではなく、行財政改革を進める上での道しるべとして、指針を策定することといたしました。そして、今後も厳しい経営環境が続くであろうと予想されるなかで、持続可能な行財政運営を行うために必要な視点として、1番経営資源の有効活用、2番事業実施の最適化、3番成果重視の行政運営、4番活力ある組織風土の構築を置いております。

次に、6ページをごらんください。4番「取組みの進め方」では、進行管理について記載をしております。

それでは次に、資料10-2 「取組項目(案)」をごらんください。取組項目には、指針に基づき取り組む具体的な内容を29項目記載しております。

取組期間は平成26年度から平成29年度までの4年間となっております。

取組項目の表紙をお開き願います。指針にあります4つの視点に基づき取組項目の一覧が記載してございます。

まず、1番の「経営資源の有効活用」を目指して、今後も厳しい社会経済環境が続くと

いうことが予想されることから、歳出削減や歳入の増に取り組みます。

次に、2番「事業実施の最適化」を目指して、公共サービスの見直しに取り組み、限られた財源の中で効果的な公共サービスを実施するため、適宜、事業の見直しを行い、適正化を図ります。

また、公共サービスの提供体制の見直しに取り組み、サービス提供の担い手が公務員である必要のないものにつきましては、アウトソーシングを推進してまいります。

また、施設の活用・あり方の見直しに取り組み、各施設の利用状況等も踏まえまして施設のあり方を見直してまいります。

次に、3番「成果重視の行政運営」を目指して、厳しい社会経済環境のもと可能な限り 市民満足度を高めるため、サービス・質の向上に取り組みます。

最後に、4番「活力ある組織風土の構築」を目指しまして、社会環境の変化に柔軟に対応することができる組織を目指して組織風土の改善に取り組みます。

各取組項目につきましては、毎年度、見直しを行い適宜追加等を行ってまいります。

続きまして、資料10-3「意見書」でございますが、指針を策定するにあたりましては、伊勢市行政改革推進委員会から御意見をいただきながらつくり上げてまいりました。行政改革推進委員会は、外部委員6名で構成されています。そこで、これまでいただきました御意見を、意見書として取りまとめて提出いただいたものでございます。

資料10-2の取組項目は、指針案と意見書を庁内各所属に提示をいたしまして、募った ものでございます。

なお、各協議会に関連する取組項目につきましては、資料10-2の末尾に記載のとおりとなっております。

以上で、行財政改革についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御協議いただきますようお願いいたします。

◎中山裕司委員長

はい、どうもありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、御発言ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【二見・小俣・御薗中学校の学校給食における伊勢市中学校給食共同調理場への参入について】

◎中山裕司委員長

続いて報告案件に入ります。

初めに、「二見・小俣・御薗中学校の学校給食における伊勢市中学校給食共同調理場への参入について」の御報告を願います。

次長。

●早川教育次長

二見・小俣・御薗中学校の学校給食におけます伊勢市中学校給食共同調理場への参入につきまして、御説明をさせていただきます。

伊勢市の学校給食につきましては、現在、旧伊勢市内の中学校9校が共同調理場方式、全ての小学校24校と二見・小俣・御薗の中学校3校が、単独自校調理方式により給食を提供しています。

二見・御薗・小俣の3中学校につきましては、給食設備が使用可能であったため、単独自校方式を継続してまいりましたが、合併後9年が経過し、ボイラー、回転釜、洗浄機など大型機器の修繕が複数回発生し、機器の耐用年数も超過していることから、交換部品等の確保が年々困難な状況となってきており、大型給食機器の故障により、急遽給食が提供できない事態が起こりうる可能性があります。

そのような事態となりますと、保護者の皆様に、御負担をかけることになりますので、 そのようなことは避けたいと考えております。

このことから、3中学校の共同調理場への参入を平成27年9月からとする方向で進めていきたいと考えております。

参入開始を9月にする理由といたしましては、必要な改修工事等を学校給食提供への影響、生徒や保護者への負担を最小限にするために、夏休みの長期休業期間中に最大限に活用して行いたいと考えているためです。

共同調理場から給食を配送させていただく形になりますので、3中学校には給食受入施設である配膳室が必要になってまいります。配膳室につきましては、コスト面を考慮し既存の給食室を改修したいと考えています。また、共同調理場につきましても、3中学校の共同調理場参入による配送用車庫の増設をはじめ、調理能力向上に向けた改修等を行う必要があります。

今後のスケジュールといたしましては、12月補正予算に改修のための設計業務委託を計上させていただき平成27年2月から4月に実施し、新年度予算に改修工事等の予算を計上させていただき平成27年5月から9月に実施する予定で考えております。特に給食調理に影響する部分は、学校の夏休みに集中して実施したいと考えております。

なお、現段階においては、二見・小俣・御薗の3中学校と、来年中学生になる二見・今一色・小俣・明野・御薗の5小学校のPTA役員の方々に誠実に御説明させていただいたところですが、今後、試食会を兼ねた保護者説明会も計画する予定でございます。

平成27年9月から3中学校の共同調理場への参入に向けて、今後も、学校及び保護者への説明を丁寧に行いながら進めていきたいと考えておりますので、御理解と御協力のほどよろしくお願いします。

以上、二見・小俣・御薗中学校の学校給食における伊勢市中学校給食共同調理場への参 入についての御報告させていただきます。

以上でございます。

◎中山裕司委員長はいどうも。

ただいまの報告につきましては報告案件でございますので……。 はい、鈴木委員。

○鈴木豊司委員

報告案件ということで申しわけないんですけど、1件だけちょっと教えていただきたいんですが、今回一食分の単価、小学校で244円、250円というような形で出してもらってあるんですが、これの算出根拠といいますか、どんな考え方で、そういう単価が出てくるのか、その辺をお聞かせいただけないでしょうか。

◎中山裕司委員長はい、次長。

●早川教育次長

給食単価といいますのは、全てが食材の価格になってございます。 以上でございます。

◎中山裕司委員長はい、鈴木委員。

○鈴木豊司委員

給食をつくる前にですね人件費であったり、また調理場の委託の経費であったりいろいるな経費がかかってくると思うんですが、それらを含めますと一食当たり幾らになるかというのは今の段階では難しいと思うんですけど、また、改めてお聞かせいただきたいと思うんですが、それらを含まないで、保護者の方から食材費だけ頂戴しておるというような状況をですね、どのように捉えたら、考えたらいいのか、その辺だけお聞かせください。

◎中山裕司委員長はい、部長。

●玉置教育部長

非常に難しい御質問でございますので、少し我々のほうでも協議をする時間を頂戴した いというふうに考えております。

◎中山裕司委員長はい、鈴木委員。

○鈴木豊司委員

すいません、もう1点ですね、今度、3つの中学校が共同調理場方式をとられるということなんですが、こちらに書いてもらってありますのがですね、自校調理方式より共同調理場方式のほうが低い経費なるというふうに書いてもらってあります。

この3つの中学校の現在の給食費と、保護者の負担の部分なんですが、変更されるのかどうか従来どおり変更のないままいただくことになるのか、その辺はいかがでしょう。

◎中山裕司委員長はい、部長。

●玉置教育部長

材料費でございますので変更はございません。

◎中山裕司委員長

よろしいか、はい。

それでは報告案件でございますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【五十鈴公園の県への移管に伴う体育施設の廃止について】

◎中山裕司委員長

次に、「五十鈴公園の県への移管に伴う体育施設の廃止について」の御報告を願います。 はい、課長。

●濱口スポーツ課長

五十鈴公園の県への移管に伴います体育施設の廃止について御報告申し上げます。 別添の資料12を御高覧賜りますようお願いいたします。

御承知のとおり、平成30年に全国高等学校総合体育大会、平成33年に国民体育大会が開催されることとなりまして、今後それらの大会に向け三重県によって「三重交通グループスポーツの杜伊勢」を初めとする五十鈴公園の改修工事が行われます。

五十鈴公園内には有料公園施設として、2ページ目「A」のところにございます「五十鈴公園野球広場」、「B」のところにございます「五十鈴公園球技広場」の2つの体育施設が設置されております。

この2施設につきましては、伊勢市都市公園条例において有料公園施設として規定され、 教育委員会が事務委任を受けまして、体育施設条例により体育施設として管理している施 設でございます。

三重県による整備工事では、野球広場は補助競技場並びに投てき練習場に、球技広場は 駐車場に整備されることから、この2施設については廃止されることとなりますので、12 月定例会において伊勢市体育施設条例の改正案を提出させていただく予定です。

なお、現在この2施設を定期的に利用していただいている主な団体様には、状況を御説明させていただき、一定の理解は得ておりますが、市民の方々が利用できる広場も必要であるということから、2ページ目の「星印」のところにございます現在の補助競技場の場所に整備される予定でございます駐車場につきましては、多目的広場の機能を備えたものとして整備していただけるということになっております。

以上、「五十鈴公園の県への移管に伴う体育施設の廃止について」御報告申し上げました。

よろしくお願いいたします。

◎中山裕司委員長

はい、どうもありがとうございます。

ただいまの報告も報告案件でございますので、本件についてはこの程度で終わっておき たいと思います。

【山田奉行所記念館指定管理者制度導入について】

◎中山裕司委員長

次に、「山田奉行所記念館指定管理者制度導入について」の報告を願います 課長。

●田辺文化振興課長

山田奉行所記念館指定管理者制度導入につきまして、御説明申し上げます。 協議会資料13をお願いいたします。

「1 施設」の概要でございます。名称は山田奉行所記念館、所在地は御薗町上條1602番地、規模といたしまして木造平屋建て母屋と長屋門、鉄骨平屋建て弓道施設、敷地面積は、2,580平方メートルでございます。

設置年は平成17年5月、設置目的は山田奉行所に関する歴史的資料の収集、保存、展示及び地域の郷土文化の振興に寄与するために設置されました。

貸室といたしまして、弓之間、書院がございます。他に資料の展示を行っており、入館料は無料でございます。

「2 現状」でございます。施設の管理方法は管理運営業務の委託を行っており、委託 先は山田奉行所記念館友の会でございます。

経費といたしまして、山田奉行所記念館管理運営事業287万6,000円と山田奉行所記念館施設維持管理経費60万4,000円でございます。

収入といたしまして、山田奉行所記念館使用料2万1,400円となっております。

「3 導入方針」とスケジュールでございます。指定管理者の管理形態といたしまして、 単独管理、一施設、一指定管理者を考えております。

指定期間は伊勢市指定管理者制度導入指針に「指定期間は、原則として5年以内とし、 管理業務の内容を考慮して期間を設定するものとします」とあり、5年間と考えておりま す。

選定の方法でございます。導入指針の指定管理者の選定に係る特例措置としまして、「政策的必要がある場合、地域活力の向上、市民活動の育成、地域福祉の推進等、市の推進する施策目的に合致する団体で、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できると認められる者を指定する」とございます。これに基づき特定の者を指定することとしたいと考えております。

次のページをお願いいたします。

指定候補者でございます。山田奉行所記念館友の会を考えております。

指定理由でございます。当該施設には、指定候補者の資料が数多く展示されており、山

田奉行所に関する歴史や展示資料等に詳しい指定候補者会員の地元郷土史研究者が施設案内をしております。また、指定候補者は、施設設置当初から維持管理等に御協力をいただいており、引き続き協力の意向を示されていることから当該団体を指定管理者として指定したいと考えております。

条例の改正を12月定例会にて、指定の議決を3月定例会にてお願いしたいと考えております。

施設の運営内容でございます。8月13日から8月16日の休館日を開館日に変更し、現行のとおりとしたいと考えております。

以下は、使用料でございます。

何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

◎中山裕司委員長

どうもありがとうございました。

ただいまの報告につきましては報告案件でございますけども、どうも何か御質問があるようでございますので、鈴木委員どうぞ。

○鈴木豊司委員

2ページの指定理由のところにですね、「指定候補者の資料が数多く展示されて」ということで書いてもらってあるんですが、この資料そのものは、友の会の所有なのかその入ってみえる個人の方の所有なのか、その辺お聞かせください。

◎中山裕司委員長

課長。

●田辺文化振興課長

60点余りがございます。うち2点が伊勢市のものでございまして、友の会の方の資料のものと、それから友の会に寄せられた資料との区分けが、私はまだちょっとようしてないんですけれども、残りのものが友の会に関連した方々の資料でございます。

◎中山裕司委員長

はい、鈴木委員。

○鈴木豊司委員

そのときにですね、その資料の賃貸分、契約とか、その関係はどうなんです。

◎中山裕司委員長

課長。

●田辺文化振興課長

現在のところ借上料等はお支払いしておりません。

◎中山裕司委員長鈴木委員。

○鈴木豊司委員

万が一ですね、その資料に事故があった場合にどうなるのか、市が当然賠償していかないかんと思うんですが、その辺は話をされたことはあるんですかね。

◎中山裕司委員長

はい。

●田辺文化振興課長

指定管理におきます、指定管理入ります前に友の会さんと協議を重ねております。 今のところ、御厚意により展示されておるものと理解しております。

◎中山裕司委員長

それは答弁にならんわ。

もし破損したり、盗難に遭ったとかそういうようなときには、どうするんやという委員 の質問はそういうことや。そういうことです。 はい。

●田辺文化振興課長

現在の山田奉行所記念館における展示物に関しまして、保険等の中にそれが入っておりませんので、そちらのほうで賠償するということはできないと考えております。

◎中山裕司委員長

部長。

●玉置教育部長

その点につきましては、早急に整理をさせていただきたいと思います。

◎中山裕司委員長

報告案件でございますので、本件につきましてはこの程度で終わります

【障害者共同生活援助事業所(タウニィ辻久留)の廃止について】

◎中山裕司委員長

次に「障害者共同生活援助事業所(タウニィ辻久留)の廃止について」を報告願います。 はい、課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

障害者共同生活援助事業所(タウニィ辻久留)の廃止について御説明を申し上げます。 1番の概要といたしまして、共同生活援助事業所(タウニィ辻久留)につきましては、 平成21年7月1日から障害者グループホームを開設していましたが、事業所の事情により 継続することが困難となったため、平成26年10月24日、三重県へ廃止届及び財産処分承認 申請書を提出する運びとなりました。

2番の廃止を予定している施設につきましては伊勢市辻久留1丁目14-20の社会福祉 法人伊勢ふるさと会、その共同生活援助事業所、グループホームで定員は5名でございま す。

3番の補助金返還についてでございますが伊勢市と三重県がグループホーム等緊急整備事業費補助金を交付していたことから、事業廃止に伴い、補助金の返還が生じるものでございます。

なお、返還額につきましては現在、県と協議中でございます。

参考といたしまして、平成21年度当時の補助金額といたしましては750万円を県と市が 2分の1ずつ補助を行っていましたことから、市と県それぞれ375万円が補助金額でござい ましたが、そのうちの返還相当額が事業者から市と県へ返還をされるものでございます。

以上が障害者共同生活援助事業所(タウニィ辻久留)の廃止についての概要でございま すので、よろしくお願いいたします。

◎中山裕司委員長

はい、どうもありがとうございます。

ただいまの件も報告案件でございますので、本件につきましてはこの程度で終わりたい と思いますが、よろしゅうございますか、御異議ございませんね。

以上で協議願います案件は全て終わりましたので、これをもちまして協議会を閉会をい たしたいと思います。

長時間どうもありがとうございました。

閉会 午後3時45分